平成３０年（フ）第２７号
宮崎市清武町加納甲3358番地６　星の子アパート101号
債務者　野崎真奈美
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３２号
宮崎市田代町17番地４　田代アパートＡ－11号
債務者　富岡　妙子（旧姓川越）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３７号
宮崎市元宮町９番32号　ルルグみさき408号
債務者　後藤　夕美
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１９号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1774番地４　唐橋団地12号
債務者　長友　　恵
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第２０号
宮崎県都城市山之口町花木2505番地５
債務者　三重野祐子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１９号
宮崎県延岡市別府町3909番地４　フローラルＡ　102、前住所宮崎県延岡市稲葉崎町３丁目1517番地
債務者　前田　靖彦
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第２０号
宮崎県延岡市別府町3909番地４　フローラルＡ　102、前住所宮崎県日向市大字平岩6449番地135
債務者　前田　美雪（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第３７１号
沖縄県島尻郡八重瀬町字志多伯95番地
債務者　新垣　晴美（旧姓禰覇・禰覇）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第９号
沖縄県中頭郡西原町字兼久206番地の２（サンコートM104号）
債務者　狩俣　徳子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１２号
沖縄県那覇市若狭１丁目17番５号　ＢＡＳＥ
債務者　吉川　　司
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第４号
宮城県大崎市古川北町３丁目９番18号　サケイビル403号
債務者　三浦ひとみ
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第８号
石川県加賀市山代温泉10の77番地２　インホア202号室、従前の住所石川県加賀市作見町イ22番地２　ビリーヴヴワンⅡ203号室
債務者　菊田　正義
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１０号
石川県加賀市直下町タ17番地
債務者　車　龍太朗
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１１号
福井県小浜市伏原第30号33番地の18
債務者　上田　康司
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第５７号
岐阜県各務原市各務西町１丁目53番地17
債務者　五島　育子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２７号
兵庫県明石市大久保町大窪511番地の１　マンションサンライズ201号
債務者　狩本　洋美
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係